

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有財産の貸付について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和6年2月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する物件等

(1) 件名

鹿児島県庁舎外来駐車場（北駐車場及び南駐車場の1階部分（二輪駐車場を除く。））の貸付け

(2) 所在地 鹿児島市鴨池新町10番1号

(3) 貸付面積 12058.75平方メートル

(4) 貸付期間 令和6年4月1日（月）から令和11年3月31日（土）まで

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月8日（金）午前11時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）入札室

(6) 入札参加申込期間

令和6年2月2日（金）から令和6年2月27日（火）まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 法人格を有しない者

(3) 鹿児島県内に事務所を有しない者

(4) 有料時間貸平面駐車場の運営実績がない者

(5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者

(7) 鹿児島県から指名停止を受けている者

(8) 次のアからケまでのいずれかに該当する者

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加

- エ える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人

3 入札の方法等

- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、県有財産貸付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (2) 入札に参加しようとする者は、令和6年2月27日（火）までに入札参加申込みをしなければならない。

4 実施要領の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和6年2月2日（金）から同年2月27日（火）（県の休日を除く。）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

(2) 交付場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係（県庁行政庁舎1階）
鹿児島市鴨池新町10番1号

5 契約条項を示す期間及び場所

4の(1)及び(2)に同じ

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札当日の入札執行前に、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 押印を行う場合は、入札書の記載事項が不明な入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
押印を省略する場合は、加除訂正されている入札書による入札。
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) 送付，電報又は電送の方法による入札

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で，県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 契約保証金

契約を締結しようとするときは，契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお，契約保証金は，本契約終了後契約上の義務の履行を確認した後に還付する。

11 問合せ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3798

ファックス番号 099-286-5641